

議案第91号

飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正

# 飛驒市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部 を改正する条例

飛驒市空家等の適正管理及び措置等に関する条例（令和4年飛驒市条例第29号）  
の一部を改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 空家等の所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改める。

第7条第2項中「法第7条」を「法第8条」に改める。

第9条中「法第14条第3項」を「法第22条第3項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (所有者等の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <hr/> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を増加させないため、<u>法第6条第1項</u>の規定による空家等対策計画に基づき、空家等の適正管理の促進及び流動化若しくは活用の促進等に関し必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条・第6条 略 (特定空家等の認定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、特定空家等として認定を行う場合は、あらかじめ<u>法第7条</u>の規定に基づく協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (所有者等の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 空家等の所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を増加させないため、<u>法第7条第1項</u>の規定による空家等対策計画に基づき、空家等の適正管理の促進及び流動化若しくは活用の促進等に関し必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条・第6条 略 (特定空家等の認定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、特定空家等として認定を行う場合は、あらかじめ<u>法第8条</u>の規定に基づく協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第8条 略</p>

(公表)

第9条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わない場合は、次の事項を公表するものとする。

(1)~(5) 略

以下 略

(公表)

第9条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わない場合は、次の事項を公表するものとする。

(1)~(5) 略

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法律」という。）の改正に伴い所要の改正を行うもの
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>全国的に居住目的のない空家は、この20年で約1.9倍に増加し、現行法（平成26年制定）は、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家（特定空家）への対応を中心に制度的措置を定めている。今回の法改正により、特定空家化を未然に防止することを目的として「管理不全空家」に対しても指導、勧告措置が行える等法改正されたことで、所有者の責務を強化し、現行の「適切な管理の努力義務」に加え「国、自治体の施策に協力すること」を努力義務とする規定を追加する。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 空家等の所有者等の責務</p> <p>空家等の所有者等は市が実施する空家等に関する施策に協力することに努めなければならない旨を規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第3条第3項関係）</p> <p>(2) 条例で引用する法律条項番号の改正</p> <p>法律の改正による条項ずれに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">（第4条、第7条2項及び第9条関係）</p>
市民への影響等	国等から示されるマニュアルやガイドラインに沿って空家等の所有者等は国、自治体の施策に協力する努力義務が生ずる。
施行日	公布の日
備考	